

区域計画の変更の認定申請書

令和8年 月 日

内閣総理大臣 殿

東京圏国家戦略特別区域会議

令和7年11月28日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第9条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

- (1) 「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「課税の特例措置活用事業」に2事業追加する。
- (2) 「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業」に1事業追加する。
- (3) 「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 10 別紙

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（変更案）

令和 8 年 2 月 25 日
東京圏国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (20) 略

(21) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：設備投資に係る課税の特例

(国家戦略特別区域法第 27 条の 2 に規定する課税の特例措置活用事業)

①～⑨ 略

⑩ 品川駅北周辺地区 1 街区 インターナショナルスクール施設整備事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

国際的なビジネス交流拠点の形成に資する、外国人材の滞在における生活環境面で必要な子女の教育ニーズに対応したインターナショナルスクール向け施設を整備する。

b) 当該事業が行われる区域

東京都港区三田三丁目

c) 当該事業の実施期間

令和 5 年 2 月着工、令和 8 年 3 月竣工

d) 当該事業により取得等をされる設備等の概要

外国人向けのインターナショナルスクール施設

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項

第 1 条第 1 号ロ (5)

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業による外国人材が我が国に滞在するにあたり生活環境面で必要な子女向けの教育ニーズに対応したインターナショナルスクール向け施設の整備を支援することは、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置付けられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体

東日本旅客鉄道株式会社（東京都渋谷区）

株式会社ジェイアール東日本都市開発（東京都渋谷区）

- ⑪ 品川駅北周辺地区1街区 外国人中長期滞在施設取得・運営事業
- ア) 活用しようとする課税の特例措置
- i) 特別償却・投資税額控除
- イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容
- a) 当該事業の概要
 国際的なビジネス交流拠点の形成に資する多様な滞在ニーズに対応した国際水準の居住機能、高水準の生活支援機能を整備する。
- b) 当該事業が行われる区域
 東京都港区三田三丁目
- c) 当該事業の実施期間
 令和5年2月着工、令和8年3月竣工
- d) 当該事業により取得等をされる設備等の概要
 高度外国人材を対象とした中長期滞在施設
- ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項
 第1条第1号ロ(9)
- エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性
 本事業による中長期滞在施設の整備及び高度外国人材の日本での円滑な滞在を支援することは、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置付けられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。
- オ) 事業の実施主体
 東日本旅客鉄道株式会社(東京都渋谷区)
 株式会社ジェイアール東日本都市開発(東京都渋谷区)

(22) ～ (30) 略

- (31) 名称：国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業
内容：外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条の特例等に関する法律の特例
(国家戦略特別区域法第24条の2に規定する国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業)
以下に掲げる診療所において、医療分野の国際交流の進展に寄与することを目指し、医療研修を目的として来日した外国医師等に対して臨床修練を実施する。

① 略

② 稲毛バースクリニック(千葉県千葉市)【令和8年4月に実施予定】

(32) ～ (34) 略

(35) 名称：国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業

内容：外国人エンジニアの就労促進に係る在留資格認定証明書交付に関する特例
(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

スタートアップをはじめイノベーティブな国内企業の成長を担う海外の優秀な I T エンジニア及び半導体関連産業エンジニア並びにその通訳者（以下「外国人エンジニア」という。）を確保し、我が国における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、以下に掲げる地域において、外国人エンジニアの「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請の審査を迅速化するとともに、その期間を明確化して、外国人エンジニアの就労を促進する。

① 千葉県全域【令和 8 年度中を目途に実施】

以下 略

新旧対照表

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(20) 略</p> <p>(21) 名称：課税の特例措置活用事業 内容：設備投資に係る課税の特例 (国家戦略特別区域法第27条の2に規定する課税の特例措置活用事業)</p> <p>①～⑨ 略</p> <p>⑩ <u>品川駅北周辺地区1街区 インターナショナルスクール施設整備事業</u> ア) <u>活用しようとする課税の特例措置</u> i) <u>特別償却・投資税額控除</u> イ) <u>課税の特例措置の対象としようとする事業の内容</u> a) <u>当該事業の概要</u> <u>国際的なビジネス交流拠点の形成に資する、外国人材の滞在における生活環境面で必要な子女の教育ニーズに対応したインターナショナルスクール向け施設を整備する。</u> b) <u>当該事業が行われる区域</u> <u>東京都港区三田三丁目</u> c) <u>当該事業の実施期間</u> <u>令和5年2月着工、令和8年3月竣工</u> d) <u>当該事業により取得等をされる設備等の概要</u> <u>外国人向けのインターナショナルスクール施設</u> ウ) <u>該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項</u> <u>第1条第1号ロ(5)</u> エ) <u>特区の目標を達成するための位置付け及び必要性</u> <u>本事業による外国人材が我が国に滞在するにあたり生活環境面で必要な子女向けの教育ニーズに対応したインターナショナルスクール向け</u></p>	<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(20) 略</p> <p>(21) 名称：課税の特例措置活用事業 内容：設備投資に係る課税の特例 (国家戦略特別区域法第27条の2に規定する課税の特例措置活用事業)</p> <p>①～⑨ 略</p> <p>[加える。]</p>

施設の整備を支援することは、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置付けられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体

東日本旅客鉄道株式会社（東京都渋谷区）

株式会社ジェイアール東日本都市開発（東京都渋谷区）

⑪ 品川駅北周辺地区1街区 外国人中長期滞在施設取得・運営事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

国際的なビジネス交流拠点の形成に資する多様な滞在ニーズに対応した国際水準の居住機能、高水準の生活支援機能を整備する。

b) 当該事業が行われる区域

東京都港区三田三丁目

c) 当該事業の実施期間

令和5年2月着工、令和8年3月竣工

d) 当該事業により取得等をされる設備等の概要

高度外国人材を対象とした中長期滞在施設

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項

第1条第1号ロ（9）

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業による中長期滞在施設の整備及び高度外国人材の日本での円滑な滞在を支援することは、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置付けられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体

東日本旅客鉄道株式会社（東京都渋谷区）

株式会社ジェイアール東日本都市開発（東京都渋谷区）

[加える。]

(22) ～ (30) 略

(22) ～ (30) 略

(31) 名称：国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業

内容：外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第 17 条の特例等に関する法律の特例

(国家戦略特別区域法第 24 条の 2 に規定する国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業)

以下に掲げる診療所において、医療分野の国際交流の進展に寄与することを旨とし、医療研修を目的として来日した外国医師等に対して臨床修練を実施する。

① 略

② 稲毛バースクリニック（千葉県千葉市）【令和 8 年 4 月に実施予定】

(32) ～ (34) 略

(35) 名称：国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業

内容：外国人エンジニアの就労促進に係る在留資格認定証明書交付に関する特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

スタートアップをはじめイノベーティブな国内企業の成長を担う海外の優秀な IT エンジニア及び半導体関連産業エンジニア並びにその通訳者（以下「外国人エンジニア」という。）を確保し、我が国における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、以下に掲げる地域において、外国人エンジニアの「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請の審査を迅速化するとともに、その期間を明確化して、外国人エンジニアの就労を促進する。

① 千葉県全域【令和 8 年度中を目途に実施】

以下 略

(31) 名称：国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業

内容：外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第 17 条の特例等に関する法律の特例

(国家戦略特別区域法第 24 条の 2 に規定する国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業)

以下に掲げる診療所において、医療分野の国際交流の進展に寄与することを旨とし、医療研修を目的として来日した外国医師等に対して臨床修練を実施する。

① 略

[加える。]

(32) ～ (34) 略

[加える。]

以下 略